

意見書第 3 号

国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 8 日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	土 屋 誠 一
賛成者	同	原 田 洋
	同	中 島 寛
	同	善 本 真 人
	同	丸 山 孝 夫
	同	露 木 寿 雄
	同	松 野 満

（提案理由）

本町は万葉集にも詠われた温泉地として知られた観光地で、現在も数多くの旅館、ホテルが営業し、観光産業は町の基幹産業となっております。

神奈川県が検討している国家戦略特別区域法により外国人滞在施設に旅館業法適用除外を認めることは、「旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的」に立法された旅館業法を根底から覆すことであり、その周辺地域の治安維持や公衆衛生、公序良俗の保持等に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、湯河原町の治安維持、公序良俗の保持及び宿泊業に携わる者の日頃の努力に報いるため、県の条例において、旅館業法の適用除外をされないよう強く要望するため、意見書を提出するものです。

国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書

湯河原町は、万葉集にも詠われた温泉地として知られた観光地で、多くの文人墨客が愛し、逗留する際に旅館を利用したため、現在も、多くの旅館、ホテルが営業しており、観光産業は、町の基幹産業となっております。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国は国家戦略特別区域法を制定し、多くの訪日外国人を迎え入れる方針であり、本町を含む神奈川県全域が東京圏として認定されたことは誘客の面で大いに期待しているところであります。

しかしながら、同法第13条及び神奈川県が発表された「神奈川が展開する国家戦略特区」において、旅館業法の適用除外区域が神奈川県全体に指定されたことにより、旅館業法の適用除外について条例制定の方針であると記されております。

治安、公衆衛生、公序良俗については、宿泊業に携わる者が、旅館業法の規制のもと、その維持及び保持に一翼を担っているものと考えます。旅館業法の適用除外が条例により規定された場合、治安維持や公序良俗の保持等に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

旅館業法は、「旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」法律であり、国家戦略特別区域における旅館業法の適用除外が本法律の立法趣旨を超えて適用されるのであれば、本町に現存する旅館、ホテル、寮・保養所及び民宿などの宿泊施設の経営を圧迫することが想定されます。

本町は、観光立町推進事業の一環として、インバウンド推進について、旅館、ホテル等の宿泊業に携わる者は、率先して日々努力しております。

このような中、旅館業法の適用除外が規定されれば、法第3条の4に定める「営業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上」の担保が保たれるのかが不透明であり、仮に当該適用除外により、例えば感染症発症のような事件が発生した場合、「湯河原温泉」全体が、風評被害を受けることも否定できません。特に、外国人観光客の多くは、スマートフォンなどのソーシャルネットワークシステムを駆使しており、風評被害が瞬時に多数の同胞に配信されることも想定されます。

よって、湯河原町の治安維持、公序良俗の保持、及び宿泊業に携わる者

の日頃の努力に報いるため、県の条例において、旅館業法の適用除外をされないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 8 日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先)

神奈川県知事